

議案第103号

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例の制定について

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり制定する。

平成25年9月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例（平成25年川崎市条  
例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の改正規定中

「

川崎市わーくす日進町	川崎市川崎区堤根34番地15
------------	----------------

」

を

「

川崎市わーくす川崎	川崎市川崎区堤根34番地15
-----------	----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

わーくす日進町の名称をわーくす川崎に変更するため、この条例を制定するものである。